

重層的支援体制整備事業の 実施結果について

令和5年8月7日（月）

令和5年度第1回地域福祉専門分科会

本日の内容

1. これまでの分科会における議論
2. 重層的支援体制整備事業について
3. 重層的支援体制整備事業における各事業の概要
4. 重層的支援体制整備事業 支援フロー
5. 令和4年度の実施結果
6. 事業実施を踏まえた課題
7. 今後の方向性

1. これまでの分科会における議論

○地域福祉専門分科会において4回審議

年 度	開催回	議題概要	主な内容
令和3年度	第2回	令和4年度からの実施に向けた協議	重層的支援体制整備事業に位置付けられた各事業について確認
	第3回	実施計画の協議	各関係機関の役割分担を確認
令和4年度	第1回	事業開始後の状況を報告	事業の流れ等の確認
	第2回	重層的支援会議の開催状況を報告	今後も計画に従い重層的支援会議を開催することを確認

2. 重層的支援体制整備事業について

- 令和2年6月の社会福祉法改正により規定された、**地域共生社会実現のための具体的な手法**（法第106条の4～11）
- 複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、**継続的な伴走支援を実施**することで、課題の解決を目指すもの



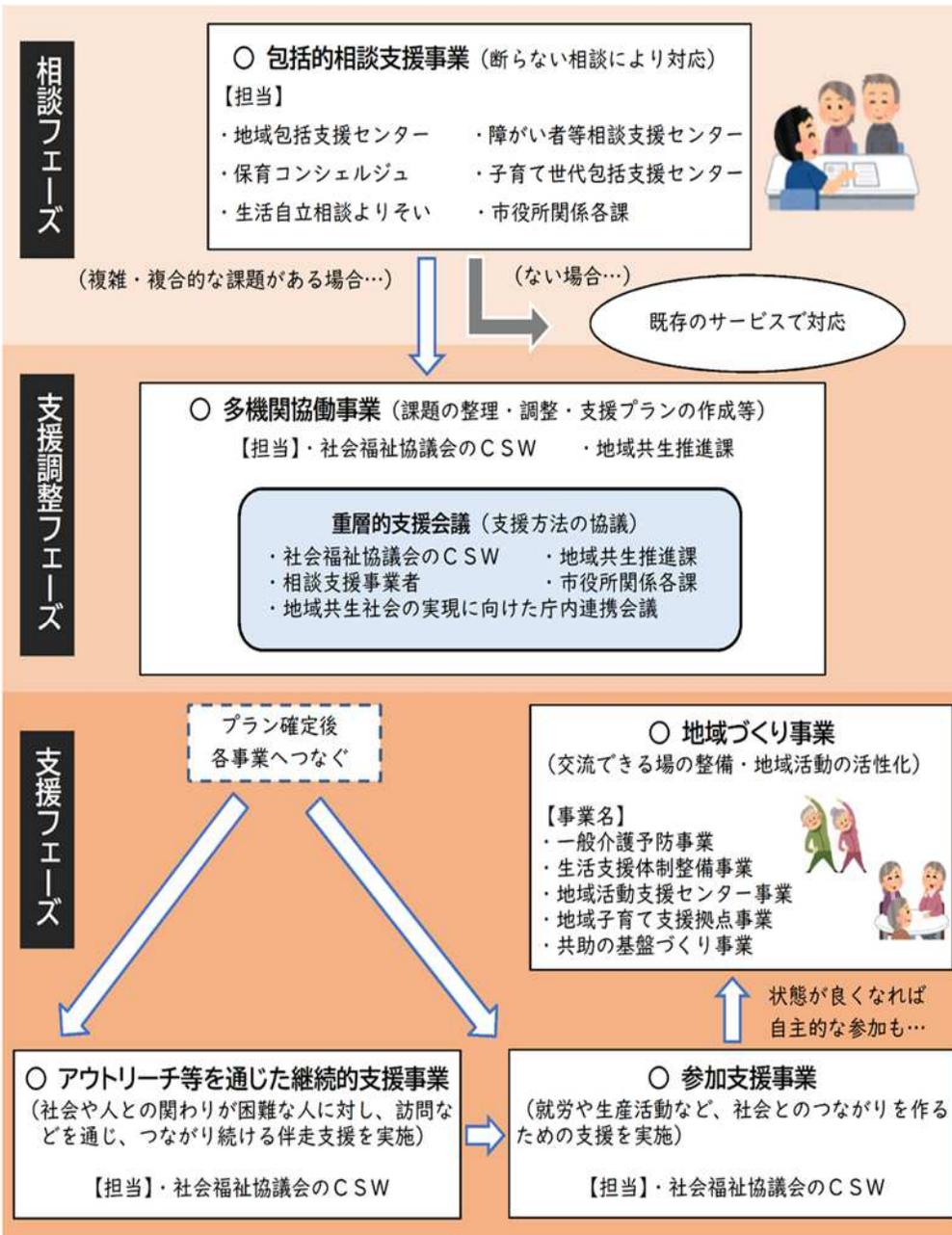
本市では令和4年7月から実施
(R4年度時点 県内:7自治体 全国:134自治体)

(厚生労働省「地域共生社会ポータルサイト」より)

3. 重層的支援体制整備事業における各事業の概要

社会福祉法上の事業名		本市で該当する事業(機関)	事業内容
I 相談支援	包括的相談支援事業 (法 106 条の 4 第 2 項第 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>地域包括支援センター</u> ● <u>障がい者等相談支援センター</u> ● <u>生活自立相談よりそい</u> ● <u>保育コンシェルジュ</u> ● <u>子育て世代包括支援センター</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・ 支援機関のネットワークで対応 ・ 複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ
	(新規) 多機関協働事業 (法 106 条の 4 第 2 項第 5 号)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>越谷市社会福祉協議会(委託)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築 ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う(全体調整、マネジメント) ・ 支援関係機関の役割分担
	(新規) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法 106 条の 4 第 2 項第 4 号)	⇒ 重層的支援体制整備事業の実施にあたり、社協にCSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)を配置し、重層的支援会議の開催・運営、各相談支援機関との調整や助言、アウトリーチ支援などを一体的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が届いていない人に支援を届ける ・ 会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つける
II 参加支援	(新規) 参加支援事業 (法 106 条の 4 第 2 項第 2 号)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会とのつながりを作るための支援 ・ 利用者ニーズを踏まえたメニュー作成 ・ 定着支援と受け入れ先の支援 ・ 特に既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応することを目指す
III 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業 (法 106 条の 4 第 2 項第 3 号)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>一般介護予防事業</u> (介護予防リーダー養成講座・介護支援ボランティア) ● <u>生活支援体制整備事業</u> (地域支え合い会議) ● <u>地域活動支援センター事業</u> (地域活動支援センターI型・III型) ● <u>地域子育て支援拠点事業</u> (地域子育て支援センター) ● <u>共助の基盤づくり事業</u> (新規事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代や属性を超えて交流できる場の整備 ・ 個別の活動や人をコーディネート ・ 地域活動の活性化

4. 重層的支援体制整備事業 支援フロー



重層的支援体制整備事業に期待される効果

- ① 伴走型支援による継続的な関わり
⇒CSWを配置することによる継続的な支援が可能
- ② 相談支援機関等の負担軽減
⇒複合事案の関係者との調整役を多機関事業者(社協)が担う
- ③ 福祉からの地域づくりの推進
⇒対象者の日常生活での課題に着目し、地域での支え合いを推進



5. 令和4年度の実施結果

○ 取組み経過

	地域共生推進課	庁内関係各課	相談支援機関
R4.4	事業開始に向けた準備 ・実施計画策定		
5	・実施マニュアル作成	5/23 庁内連携会議協議部会	5/26 事業開始に向けた説明会
6	・チラシ作成 ・実施に向けた社協との調整 ・各相談支援機関への説明 等	6/27 庁内連携会議	
7	7/1 重層的支援体制整備事業（市民対応業務）開始		
8	審議会にて事業の実施報告		
9	9/13 第1回 重層的支援会議・支援会議		
10		10/8 庁内連携会議	
11	審議会にて 事業の実績報告	11/18 第2回 重層的支援会議・支援会議	
12			
R5.1	1/25 地域共生社会の実現に向けた職員向け研修会 (管理職・主幹級39名、主査以下級40名、計79名出席)		
2	2/16 第3回 重層的支援会議・支援会議		
3		3/23 令和4年度 関係者意見交換会	

5. 令和4年度の実施結果

○相談・事業利用実績

相談支援機関・市関係課から多機関協働事業者（社協）に寄せられた
相談件数と重層的支援会議・支援会議の**開催回数**（R4.7月～R5.3月）

相談事例件数		20件
うち	重層的支援会議 で協議した事例	5件
	支援会議 で協議した事例	3件
	年度内に会議開催に至らなかった事例(複合的な事案でなかった、すでに各分野で支援が図られていた など)	12件
会議開催回数		10回
うち	重層的支援会議 ※ 支援会議からの移行1件、プラン終結協議1件含む	7回
	支援会議 ※ 重層的支援会議に移行した1件含む	3回



(重層的支援会議と支援会議の違い)

会議名	目的	本人同意
重層的支援会議	重層的支援体制整備事業における <u>支援プランの適切性を協議</u> する。	あり
支援会議	関係機関において支援が届いていない事案の <u>情報共有や支援体制の検討</u> を行う。	なし

5. 令和4年度の実施結果

○重層的支援会議・支援会議の概要

開催日時	【第1回】 9 / 13 (火) 13:30~17:00		【第2回】 11 / 18 (金) 13:30~17:00		【第3回】 2 / 16 (木) 11:00~16:15		高 齢	障 害	困 窮	児 童
事例内容	第1回	(事例1) 8050問題を抱える世帯 【重層】	○	○	○					
		(事例2) 障害・生活困窮・ネグレクト問題を抱える世帯 【支援】		○	○	○				
		(事例3) 障害・高齢者虐待の問題を抱える世帯 【支援】	○	○	○					
	第2回	(事例1) 8050問題を抱える世帯 【重層】	○	○	○					
		(事例2) 8050問題を抱える世帯 【重層】	○	○	○					
		(事例3) 障害・高齢者虐待の問題を抱える世帯 【重層】 ※第1回事例3の状態が変化したことによる再協議	○	○	○					
	第3回	(事例1) 8050問題を抱える世帯 【重層】 ※第1回事例1がプランの終了期間を迎えることによる再協議	○	○	○					
		(事例2) 高齢・生活困窮・障がいの課題を抱える世帯 【重層】	○	○	○					
		(事例3) 金銭的課題・家庭内虐待の課題を抱える世帯 【重層】		○	○					
		(事例4) 高齢・障がい・生活困窮の課題を抱える世帯 【支援】	○	○	○					

5. 令和4年度の実施結果

○同事業により前進しているケース事例

《障がい・生活困窮・ネグレクト問題を抱える世帯》

- ・父（40代）、母（40代）、子（中学生）の3人世帯。
- ・両親は統合失調症を抱え、仕事ができず、生活保護を受給。
- ・自宅から悪臭が発生。子の衛生状態も好ましくない。
- ・複数の相談支援機関が関わりを持っているが、支援拒否気味であり、社会からも孤立気味。

	重層会議前の状況	重層会議後の対応
福祉的な支援	<ul style="list-style-type: none">・各分野の職員がそれぞれ支援を試みるが支援拒否気味。・本人たちの問題意識も欠如している。	<ul style="list-style-type: none">・社協のCSWが中心となり、定期的な訪問を行う。・課題を整理し、子の生育環境の改善を目指し、継続的な支援を実施。・新たな相談支援機関（スクールソーシャルワーカー）も介入。
社会とのつながり	<ul style="list-style-type: none">・社会から孤立気味。	娘に対して、 <ul style="list-style-type: none">・地域の子ども食堂・ボランティアによる学習支援・主任児童委員が関わりを持ち始める。

6. 事業実施を踏まえた課題

○重層的支援会議・支援会議参加者からの意見

(Good)



- ・個別ケースに多くの機関が関わり、それぞれの役割を再確認でき、とても意義があった。
- ・支援する側にとって精神的に大きな負担になり得る困難な案件に、落ち着いて取り組める環境が提供され心強い。
- ・CSWが間に入ることで、支援が円滑に進んだ。CSWは心強い。

(Bad)



- ・会議前にもっとケースに関する情報が欲しい。
- ・CSWの役割が不明確である。
- ・「支援プランの終結」が分かりづらい。
- ・関係者間で情報が共有できるツール(システム等)が必要。

次頁「今後の方向性」
のとおり整理

⇒令和5年度以降検討

7. 今後の方向性

【会議前の情報提供について】

- (1) 会議の申し込みを、令和4年度の「会議の2週間前」から令和5年度は「会議の3週間前」とすることで、会議前の調整期間を確保し、円滑な協議を図る。

【CSWの役割に関する認識の再共有について】

- (1) 重層ケースの支援に向けた各相談支援機関との連携
- (2) 相談者に対するアウトリーチ
(各相談支援機関との同行訪問や個別訪問)
- (3) 相談者を必要な支援機関や地域の社会資源へつなぐ

【支援プランの終結について】

- (1) 国の実施要綱等に基づき、重層的支援会議の中で支援の経過と成果を評価し、終結の可否を適切に判断
- (2) プラン終結後に本人の状態や取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合は、速やかに多機関協働事業による支援を再開する。

7. 今後の方向性

○ 令和5年度 重層的支援会議・支援会議の予定

開催回	日 程	備 考
第1回	令和5年 5月19日(金) 重層的支援会議 ・新規案件 1件(対面開催) ・継続案件 3件(書面開催)	開催済
第2回	令和5年 8月22日(火)	予定
第3回	令和5年11月17日(金)	予定
第4回	令和6年 2月16日(金)	予定

令和5年度も3カ月に1回の定例開催のほか、
案件の緊急性等に応じ随時開催いたします。